

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項により、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に掲げる小型機船底びき網漁業（県外船）につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型機船底びき網漁業（県外船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第一種漁業 (機船手繰網漁業)	機船手繰網	操業区域(別記の操業区域をいう。)	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし (ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	15 トン未満	0	1 新潟県内に住所を有する者 2 新潟県の漁船登録を受けた漁船の使用者 3 新潟県知事から新潟県沖合海域において手繰第一種漁業の許可を受けている者

別記 操業区域

(知事協定区域)

次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及びニの点から正西の線以西及び以北の山形県沖合海面。ただし、佐渡島の最大高潮時海岸線から 10 海里以内の海域を除く。

イ、山形県飛島灯台から西北西 8 海里の点

ロ、新潟県粟島灯台から西北西 8 海里の点

ハ、新潟県佐渡島姫崎灯台

ニ、新潟県佐渡島入崎灯台

(甲区域)

次の①、②、③、④、⑤、⑥及び①の各点を順次結んだ直線により囲まれた海域とする（世界測地系表記）。

①北緯 3 8° 3 2. 9 7' 東経 1 3 9° 1 3. 4 0'

②北緯 3 8° 3 4. 8 7' 東経 1 3 9° 1 1. 7 0'

③北緯 3 8° 3 2. 8 7' 東経 1 3 9° 0 9. 1 0'

④北緯 3 8° 3 4. 1 7' 東経 1 3 9° 0 6. 5 0'

⑤北緯 3 8° 4 2. 0 7' 東経 1 3 9° 0 9. 9 0'

⑥北緯 $38^{\circ}40.47'$ 東経 $139^{\circ}19.10'$

(乙区域)

次の⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑥の各点を順次結んだ直線により囲まれた海域とする（世界測地系表記）。

⑥北緯 $38^{\circ}40.47'$ 東経 $139^{\circ}19.10'$

⑦北緯 $38^{\circ}38.47'$ 東経 $139^{\circ}30.29'$

⑧北緯 $38^{\circ}34.37'$ 東経 $139^{\circ}27.80'$

⑨北緯 $38^{\circ}34.17'$ 東経 $139^{\circ}28.99'$

⑩北緯 $38^{\circ}30.67'$ 東経 $139^{\circ}27.40'$

⑪北緯 $38^{\circ}33.47'$ 東経 $139^{\circ}13.70'$